参考例

「認知症対応型共同生活介護事業所に於ける看取りに関する指針」

　　　　　～グループホーム○○に於ける看取り介護の定義～

　看取り介護はグループホーム○○入居者が医師の診断のもと、回復困難な状態に陥ったときに、最期の場所及び治療等について本人の意思、並びに家族の意向を最大限に尊重して行わなければならない。

　グループホーム○○に於いて看取り介護を希望される入居者、家族の支援を最期の時点まで継続することが基本であり、それを完遂する責任が事業所及び職員にはある。

　また、看取り介護実施中にやむを得ず病院や在宅等に搬送する入居者においても搬送先への引き継ぎ、継続的な入居者、家族への支援を行わなくてはならない。

1. 看取り介護実施時グループホーム○○は以下の条件を満たしていると共に、事業所に於ける看取り介護に関する理念、及び理念に基づく質の高いサービスを行わなければならない。
2. グループホーム○○の入居者は人道的且つ安らかな終末を迎える権利を保持しているので、看取り介護実施時にグループホーム○○は可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな最期が迎えられるよう体制を整備する。
3. 看取り介護時に、グループホーム○○は医師及び医療機関との連携を図り、医師の指示により管理者を中心に多職種協働体制のもとで入居者及び家族の尊厳を支える看取りに努めるものとする。
4. グループホーム○○に於ける、看取り体制

　　１、自己決定と尊厳を守る看取り介護

* + 1. グループホーム〇〇に置ける見取りの介護の基本理念を明確にし、本人又は家族に対して生前意思（リビングウイル）の確認を行うこと。
    2. グループホーム〇〇の看取り介護においては、医師による診断（医学的に回復の見込みがないという判断）がなされた時が、看取り介護の開始となる。
    3. 看取り介護にあたり、本人又は家族に対し、医師または協力病院から十分な説明が行われ、本人または家族の同意を得る。（インフォームドコンセント）
    4. 看取り介護においてはそのケアに携わる管理者、計画作成担当者、看護師、介護相談員等に従事する者が協議し、看取り介護に関する計画書を作成し、原則として週に１回以上、ご家族へ説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行う。尚、必要に応じて適宜、計画内容を見直し、変更する。

参考例

２、医師・看護師体制

* 1. 看取り介護体制にあたり協力病院医師との情報共有による看取り介護の協力体制を築いている。
  2. 看護師は医師の指示受け利用者の疼痛緩和等の安らかな状態を保つように状態把握に努め、利用者の状況を受け止めるようにする。又日々の状況等について随時、家族、施設職員に対して説明を行い、その不安に対して適宜対応していく。
  3. 医師による看取り介護の開始指示を受けて、カンファレンスに基づき多職種による看取り介護計画書を作成し実施するものとする。

３、看取り介護の施設整備

　　①尊厳ある安らかな最期を迎える為に個室等の環境整備に努め、その人らしい人生

　　　　　を全うするための人員等ホームの整備の確保を図る。

　　　　②ホームでの看取り介護に関して、家族の協力体制（家族の面会、付き添い等）の

　　　もとに個室または整容室の提供を積極的に行う。

４、看取り介護の実施とその内容

①看取り介護に携わる者の体制及びその記録等の整備

* + - * 1. 看取り介護同意書
        2. 医師の指示
        3. 看取り介護計画書作成（変更・追加）
        4. 経過観察記録
        5. ケアカンファレンスの記録
        6. 臨終時の記録
        7. 看取り介護終了後のカンファレンス会議録

　　　　②看取り介護実施における職種ごとの役割

（管理者）

1. 看取り介護の総括管理
2. 看取り介護に生じる諸課題の総括責任

（医師）

　　　１）看取り介護期の診断

　　　２）家族への説明（インフォームドコンセント）

　　　３）緊急時、夜間帯の対応と指示

　　　４）各協力病院との連絡・調整

　　　５）定期的なカンファレンス開催への参加

　　　６）死亡確認、死亡診断書等関係記録の記載

参考例

　　　　（計画作成担当者・介護支援専門員）

1. 継続的な家族支援（連絡、説明、相談、調整）
2. 看取り介護にあたり多職種協働のチームケアの連携強化
3. 定期的なカンファレンス開催への参加
4. 緊急時、夜間帯の緊急マニュアルの作成と周知徹底
5. 死後のケアとしての家族支援（グリーフケア）と身辺整理

　　　　（看護師）

1. 医師または協力病院との連携を図る
2. 看取り介護にあたり多職種協動のチームケアの確立
3. 看取り介護に携わる全職員への死生観教育と職員からの相談機能
4. 看取り介護期における状態観察の結果に応じて必要な処置への準備

と対応を行う。

1. 疼痛緩和
2. 急変時対応マニュアル（オンコール体制）
3. 随時の家族、施設職員への説明と、その不安への対応
4. 定期的カンファレンス開催への参加

（介護職員）

1. きめ細かな食事、排泄、清潔保持の提供
2. 身体的、精神的緩和ケアと安楽な体位の工夫
3. コミュニケーションを十分にとる
4. 看取り介護の状態観察、食事、水分摂取量の把握、浮腫、尿量、排便チェックときめ細かな経過記録の記載
5. 定期的カンファレンス開催への参加
6. 生死の確認のため細かな訪問を行う
7. 入居者の状態と嗜好に応じた食事の提供
8. 食事、水分摂取量の把握
9. 必要に応じて家族への食事の提供

③看取り時の介護体制

1. 緊急時特別勤務体制　（別紙緊急時連絡表参照）
2. 緊急時家族連絡体制
3. 自宅又は病院搬送時の施設外サービス外体制

参考例

④看取り介護の実施内容

　　　　　１）栄養と水分

看取りの介護にあたっては他職種と協力し、利用者の食事、水分摂取量

浮腫、尿量、排便量等の確認を行うと共に、利用者の身体状況に応じた

食事の提供や好みの食事の提供に努める。

　　　　　２）清潔

利用者の身体状況に応じ可能な限り入浴や清拭を行い、清潔保持と感染症予防対策に努める。その他、本人、家族の希望に添うように努める。

　　　　　３）苦痛の緩和

（身体面）

　利用者の身体状況に応じた安楽な体制の工夫と援助及び疼痛緩和等の

処置を適切に行う。（医師の指示による緩和ケア又は、日常的ケアによる

緩和ケアの実施）

（精神面）

　　　　　　　　身体機能が衰弱し、精神的苦痛を伴う場合、手を握る、身体をマッサージする、寄り添う等のスキンシップや励まし、安心される声掛けによる

　　　　　　　　コミュニケーションの対応に努める。

　　　　　４）家族

変化していく身体状況や介護ないようについては、定期的に医師からの説明を行い、家族の意向に沿った適切な対応を行う。

継続的に家族の精神的援助（現状説明、相談、こまめな連絡）あるいは本人、家族から求められた場合における援助を行い、カンファレンスごとに適時の状況説明を通し、家族の意向を確認する。

　　　　　５）死亡時の援助

医師による死亡確認後、エンゼンルケアを施行し、家族と看取り介護に携わった全職員でお別れする事が望ましい。

死後の援助として必要に応じて家族への支援（葬儀の連絡、調整、遺留金品引渡し、荷物の整理、相談対応、グリーフケア等）を行う事が望ましい。

　　　　　６）利用料金等

　　　　　　利用者が入院した場合の入院期間中の利用料に関しては、居住費（部屋代）、食材料費、光熱費、管理費、日常生活費等のうち居住費（部屋代）、光熱費について徴収する。

* + 1. 看取りに関する職員教育

参考例

　　　　　グループホーム○○における看取り介護の目的を明確にし。死生観教育と

理解の確立を図るものとする。

1. 看取り介護の理念と理解
2. 死生観教育　死へのアプローチ
3. 看取り期に起こりうる機能・精神的変化への対応
4. 夜間・急変時の対応
5. 看取り介護実施にあたりチームケアの充実
6. 家族への援助法（グリーフケアを含む）
7. 看取り介護についての検討会
   1. 医療機関や在宅への搬送の場合

１、医療機関への連絡

医療機関にこれまでの経過説明を充分に行い、家族の同意を得て、経過観察記録等の必要書類を提示する。

　　　　　２、本人・家族への支援

・継続的に本人や家族の状況を把握すると共に、訪問、電話等での連絡を行い、介護面、精神面での援助を確実に行う。

・死後の援助として必要に応じて家族支援（葬儀の連絡、調整、遺留金品の引渡し、荷物の整理、相談対応等）を行う事が望ましい。